

◎新潟県告示第398号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、三条市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和元年9月6日

新潟県知事 花 角 英 世

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

| 検査日時 | | 検査場所 | 検査区域等 | |
|---|------------------------------|----------------------|-------|--|
| 10月9日（水） 10月10日（木） 10月11日（金） | 午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで | 三条市役所大型車庫 | 三条市全域 | |
| 10月15日（火） | | 三条市役所栄庁舎前車庫 | | |
| 10月16日（水） | | 三条市役所下田庁舎前車庫 | | |
| 10月17日（木） 10月18日（金） | | 勤労青少年ホーム 「ソレイユ三条」 | | |
| 10月23日（水） 10月24日（木） 10月25日（金） | | 三条市役所大型車庫 | | |
| 10月28日（月） | | 勤労青少年ホーム 「ソレイユ三条」 | | |
| 10月29日（火） 10月30日（水） | | 三条市役所大型車庫 | | |
| 10月31日から令和 2年3月15日まで。 ただし、土・日曜日 及び祝日並びに12 月30日、12月31日、 令和2年1月2日、 1月3日を除く。 | | 新潟県計量検定所 | | 上記の未受検者 |
| | | 特定計量器の所在の場所 | | 特定計量器検定検査規則 （平成5年通商産業省 令第70号）第39条第1項 に規定する特定計量器 |

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会